

# 自動車改造に要する経費助成のご案内

就労や社会参加するために、身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の手動装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。

## 対象者

日田市に住所を有する身体障害者手帳の所持者

【注意】所得制限があります。申請後、所得額を調査し対象とならない場合は連絡いたします。

## 助成額

上限10万円

## 助成の対象となるもの

身体障がい者が、就労など社会活動への参加のために購入した自動車を自分で運転するための改造が対象となります。

※すでに改造されている自動車は、対象になりません。

※障がいに応じた改造をすることを条件とします

(例：右足が不自由な方の場合、左足用のアクセルとカーナビをつけるために改造した。対象となる費用は左足用のアクセルのみとなる)

## 助成の流れ

改造の見積書を業者に依頼する

市役所（社会福祉課）へ申請する

### 【必要書類】

- 身体障害者自動車改造助成申請書（様式第15号）
- 身体障害者手帳
- 自動車運転免許証
- 自動車車検証
- 改造に要する経費に係る業者の見積書
- 改造着手前の状況がわかる写真

市で助成金支給審査を行う

助成決定通知が郵送で届く

※ 改造は決定通知が届いた後に行います。  
詳しくは通知の際にお知らせします。

<お問い合わせ>

日田市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号（市役所1階）

電話番号：0973-22-8290（直通）、ファックス番号：0973-22-8258